

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」  
に対する意見

2009年7月21日

総務省

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒 150-0001

東京都渋谷区神宮前 1-3-10

(株) ビーエス朝日

代表取締役 神村 謙二

当社は標記の答申（案）に対し、以下の意見を提出します。

「法体系見直しの必要性」について

表現の自由や番組編集の自由は現行放送法の定めるとおり放送事業の根幹であり、新たな法体系もこれを継承することが最低限の必須事項と考える。放送事業などメディアに他律的な規制が課される懸念を排除し、放送番組や放送事業全般に対する規制緩和を徹底するよう十分な配慮を求める。

「コンテンツ規律」について

答申（案）は業務開始の手續等で、放送施設の設置（以下、ハード）と放送の業務（同、ソフト）を別々の手續にし、ハードは「免許」、ソフトは「認定」に振り分けている。BSデジタル放送の委託放送業務における現行の認定制は、認定の更新にあたっては表現の自由享有基準への適合性だけを審査する「更新」であり、新しい法体系でもBSデジタル放送は勿論、地上波についても同様に「更新」とするのが適切と考える。

現行電波法における無線局の審査基準も番組の調和原則等を審査事項に含んでいる。このことは、放送は本来、ハードとソフトが一致した施設免許の下にあり、そのいわば間接的審査基準として許容されてきたと受け止めるが、新しい法体系でハードとソフトが分離されることで、放送の内容について行政の関与がこれまでより強まる懸念を持つ。

放送事業の免許審査等に際し、行政がコンテンツに踏み込む意図を持たないなら、新しい法体系を構築するその時こそ、行政の意図を明確にして放送事業者や視聴者の懸念を払拭するよう求める。

答申（案）の「放送事業者に対しその放送番組ごとに、例えば、教育、教養、報道、娯楽、広告、その他の種別と当該種別の放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を導入する」ことに反対する。

どの番組を教育とし或いは教養とするのかなど番組の内容に関する認識はまさに「放送の自主自律」に根ざすもので放送事業者の規律に委ねるのが適切である。公表することもまた放送事業者が自主的に対応することが本来的なありようで、公表を義務づける制度の導入が次のステップで番組の種別や放送時間にまで踏み込み、コンテンツ規制に道を開きかねないことを強く懸念する。

ショッピング番組の扱いについて答申（案）が『『広告放送』の範囲を含め、具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて、前述の公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当である』とするのにも反対する。

ショッピング番組は社会的な需要があつてこそ成立しており、通信販売などとともに個人消費を牽引する役割を果たしている。現状のショッピング番組について、クーリングオフ問題など消費者保護を徹底する必要性は放送事業者も認識しており、より適切に対応するべく取り組んでいる。劣悪なショッピング番組は市場から排除される筈で、幅広い視聴者に向き合っている放送事業者の自主自律的な判断に委ねることが望ましい。

「オープンメディアコンテンツ」に関する規律についても、民主主義社会の基盤である表現の自由を損なうことのないよう、新しい規律・規制には慎重に対応することを望む。

なお、コンテンツに対して行政が介入する余地をなくすべきと主張する根拠として、テレビ番組に対する総務省の「行政指導」のありように付言しておきたい。

例えば、テレビ朝日は2009年1月に放送した「情報整理バラエティ ウソバスター！」で、番組の制作スタッフが作ったネット情報を元のネット情報であるかのように視聴者に誤認させ、総務省から行政処分（厳重注意）を受けた。TBSの「情報7days ニュースキャスター」も6月、国と地方自治体との二重行政を巡る報道で同様の行政処分を受けている。一方、日本テレビは、2008年11月に放送した「真相報道バンキシャ！」で虚偽の証言を裏付け取材することなく報道し社長が引責辞任するに至ったが、今日現在、総務省は行政処分をしていない。

これら行政処分の有無にどのような裁量が働いたのか。コンテンツに関して行政官庁が直接的に関与すること自体否定されるべきと考えるが、裁量的な行政処分は言うまでもない。

以上